

## 三田市小規模事業者物価高騰対策助成金（第2次）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、原油価格や物価高騰に伴う各種原材料費等の上昇により、厳しい経済状況に直面している市内小規模事業者に対して、事業の継続を下支えするための経済対策として、三田市小規模事業者物価高騰対策助成金（第2次）（以下「助成金」という。）を支給することについて、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 助成金を支給する対象者は、次の各号の全てを満たす事業者とする。

- (1) 三田市において事業実態がある別表第1に定める小規模事業者であるものとする。ただし、政治団体及び宗教法人並びに農業者は除く。
- (2) 令和6年1月1日以前に事業を開始していること。
- (3) 申請時において事業を営営し、助成金受給後も引き続き当該事業の継続意思があること。
- (4) 本市において同種の助成・補助等を受給したもの、または受給予定のものは除く。

（支給額）

第3条 助成金は、別表第2に掲げる額とする。

（申請）

第4条 助成金の支給を申請しようとする者は、三田市小規模事業者物価高騰対策助成金（第2次）申請書兼請求書に三田市において事業実態があることが分かるもののほか、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、助成金の支給等に関する手続は、規則の定めるところによるものとする。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年3月25日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表第1（第2条関係）

業種	常時雇用する従業員数
製造業・建設業・運輸業その他の業種	20人以下
商業（卸売業・小売業・飲食業）	5人以下

サービス業	5人以下
宿泊業・娯楽業・旅行業	20人以下

備考 従業員数とは、正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、期間の定めなく（雇用契約期間が反復更新される場合を含む。）雇用されている者の人数をいう。役員、個人事業者本人及び同居の親族は従業員に含まない。

別表第2（第3条関係）

従業員数	助成金額
5人以下	20,000円
6人以上10人以下	30,000円
11人以上20人以下	50,000円